

2018年4月20日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第463号）

財政部、税務総局、 企業税負担軽減へ増値税の税率等を引き下げ 小規模納税人基準の統一も

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部、税務総局は、2018年4月4日付で『増値税税率の調整に関する通達』（財税[2018]32号、以下『32号通達』という）および『増値税の小規模納税人基準の統一に関する通達』（財税[2018]33号、以下『33号通達』という）を公布しました。『32号通達』は増値税の税率、控除率および輸出還付率等の引き下げ、『33号通達』は増値税の小規模納税人基準の統一等を定めています。『32号通達』および『33号通達』は2018年5月1日より施行されます。

□ 増値税の税率を1%引き下げ

『32号通達』は、『中華人民共和国増値税暫定条例（2017年改定）』¹（國務院令第691号公布、以下『暫定条例』という）第2条で定める増値税の税率のうち、その一部を引き下げるものとなっています。従来17%、11%の税率が適用される「増値税を課税すべき販売行為²もしくは貨物の輸入」に対し、それぞれ税率を1%引き下げるとしています（『32号通達』第1条、図表1参照）。

【図表1】税率の引き下げ

増値税課税行為	税率	
	調整前	調整後
納税者による貨物の販売・輸入/労務の提供/有形不動産リースサービスの提供	17%	16%
納税者による交通運輸・郵政・基本電気通信・建築・不動産リースサービスの提供/不動産の販売/土地使用権の譲渡/貨物の販売・輸入等	11%	10%

（『32号通達』『暫定条例』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

これにより、増値税の税率は17%、11%、6%から、16%、10%、6%³に調整されます。

¹ 『中華人民共和国増値税暫定条例（2017年改定）』（中国語原文）の詳細については、以下のリンク先をご参照ください。
⇒ http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/01/content_5243734.htm

² 増値税を課税すべき販売行為とは、納税者による貨物、労務、サービス、無形資産、不動産の販売・提供を指す（『暫定条例』第4条より抜粋）と定めています。なお、ここでの納税者とは「増値税一般納税人」を指します。

³ 現行の増値税税率には上記のほか、ゼロ税率も含まれます。今回の税制措置において6%の税率およびゼロ税率は調整が行われなかったため、ここでは触れないこととします。

□ 農産品の仕入れに係る控除率を1%引き下げ

『暫定条例』第8条は、納税者の農産品の仕入れに係る控除率⁴を11%と定めていますが、『32号通達』では、これを1%引き下げて10%に調整するとしています(第2条、図表2参照)。また、「納税者が16%の税率の貨物の生産・販売もしくは委託加工に用いる農産品を仕入れる場合、12%の控除率に基づき仕入税額を計算する」(第3条)とし、農産品の生産・販売、委託加工等に携わる企業に配慮したものとなっています。

【図表2】控除率の引き下げ

増値税課税行為	控除率	
	調整前	調整後
農産品の仕入れ	11%	10%
納税者による16%の税率の貨物の生産・販売もしくは委託加工に用いる農産品の仕入れ	13%	12%

(『32号通達』等に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 輸出還付率を1%引き下げ、経過期間等も設定

『32号通達』は輸出還付率についても調整を実施します。従来17%、11%の税率で、かつ輸出還付率が17%、11%を適用するものに対し、それぞれ輸出還付率を1%引き下げるとしています(第4条、図表3参照)。

また、経過措置として2018年7月31日以前に発生する、輸出還付率の引き下げに係る貨物の輸出、クロスボーダー課税行為の提供・販売において、対

【図表3】輸出還付率の引き下げ

増値税課税行為	輸出還付率	
	調整前	調整後
従来17%の税率を適用し、かつ輸出還付率が17%の輸出貨物	17%	16%
従来11%の税率を適用し、かつ輸出還付率が11%の輸出貨物・クロスボーダー課税行為	11%	10%

(『32号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

外貿易企業の場合はその輸出貨物、クロスボーダー課税行為の購入時に適用した増値税の税率によって、適用される輸出還付率が異なり、製造企業の場合は依然として調整前の輸出還付率が適用されます(第5条)。

□ 増値税の小規模納税人基準を、一律「年間増値税課税売上高500万元以下」に統一

『32号通達』と同時に公布された『33号通達』は2018年5月1日より、増値税の小規模納税人基準を一律、年間増値税課税売上高500万元以下に統一すると定めています(第1条)。

『33号通達』について、「現行の小規模納税人基準である、工業企業が年間増値税課税売上高50万元以下、商業企業が同80万元以下⁵を、同500万元以下に引き上げる」と当局は国务院政策定例ブリーフィングで述べました(国务院新聞弁公室公式サイトにて2018年3月30日掲載)。

また、従来の基準を超え、一般納税人として登記した企業および個人については、2018年12月31日までに小規模納税人に登記変更することが認められ、その場合、未控除の仕入税額について振替処理が可能であるとしています(第2条)。

⁴ 納税者が農産品を仕入れるにあたり、増値税専用発票もしくは税関輸入増値税専用納付書を取得する場合を除き、農産品の買付発票もしくは販売発票に明記している農産品の仕入価格および11%の控除率に基づいて計算する仕入税額を、売上税額から控除することを許可する(『暫定条例』第8条より抜粋)と定めています。

⁵ 現行の小規模納税人基準については、『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則(2011年改定)』(財税部、国家税務総局令第65号)第28条によって定められています。その詳細(中国語原文)については、以下のリンク先をご参照ください。

⇒ http://www.gov.cn/gongbao/content/2012/content_2121706.htm

□ 今後はさらなる減税措置も視野に

2018年3月開催の第19回全国人民代表大会・全国政治協商会議（全国両会）において発表された『政府工作報告』では、「さらに企業の税負担を軽減し、増値税制度の改革、完備・改善を推進し、企業および個人のために年間約8,000億元減税する」という目標を掲げています。

今回の減税措置の実施で、増値税の税率引き下げによる全国の企業（外資系を含む）の税負担軽減額はおよそ2,400億元となる見込みであり、さらに小規模納税人基準の統一等と合わせて、合計4,000億元以上の税負担が軽減されると当局は国務院政策定例ブリーフィングで説明しました。また、残りの4,000億元の減税措置についても、今後、迅速に調整することを視野に入れていると述べています。

*

『32号通達』『33号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。なお、本政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の税務局または会計士事務所にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**財政部、税務総局、
財税[2018]32号
増値税税率の調整に関する通達**

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）・国家税務局・地方税務局、新疆生産建設兵団財政局：
増値税制度を完備化するため、ここに増値税税率の調整に関する政策を以下のように通達する。

- 1、納税者に増値税課税販売行為もしくは貨物の輸入が発生し、従来 17%と 11%の税率を適用していた場合、税率をそれぞれ 16%、10%に調整する。
- 2、納税者が農産物を仕入れ、従来 11%の控除率を適用していた場合、控除率を 10%に調整する。
- 3、納税者が 16%の税率の貨物の生産・販売もしくは委託加工に用いる農産物を仕入れる場合、12%の控除率に基づき仕入税額を計算する。
- 4、従来 17%の税率を適用し、かつ輸出還付率が 17%の輸出貨物は、輸出還付率を 16%まで調整する。従来 11%の税率を適用し、かつ輸出還付率が 11%の輸出貨物・クロスボーダー課税行為は、輸出還付率を 10%まで調整する。
- 5、対外貿易企業が 2018 年 7 月 31 日以前に輸出する第 4 条に係る貨物、販売する第 4 条に係るクロスボーダー課税行為について、購入時に調整前の税率に基づき増値税を徴収した場合、調整前の輸出還付率を執行する。購入時に調整後の税率に基づき増値税を徴収した場合、調整後の輸出還付率を執行する。生産企業が 2018 年 7 月 31 日以前に輸出する第 4 条に係る貨物、販売する第 4 条に係るクロスボーダー課税行為について、調整前の輸出還付率を執行する。

貨物の輸出還付率調整の執行時間および貨物の輸出時間は、輸出貨物通関申告書に明記している輸出期日を基準とし、クロスボーダー課税行為の還付率調整の執行時間およびクロスボーダー課税行為の販売時間は、輸出発票の発行期日を基準とする。

- 6、本通達は 2018 年 5 月 1 日より執行する。この以前の関連規定が本通達の規定する増値税の税率、控除率、輸出還付率と不一致である場合、本通達を基準とする。
- 7、各地方は増値税税率の調整業務を高度に重視し、実施前の各種準備および実施過程におけるモニタリング分析、宣伝・解釈等の業務を適切に遂行し、増値税税率の調整業務の平穩で、秩序ある推進を確保しなければならない。もし問題に遭遇した場合、遅滞なく財政部および税務総局に報

告する。

財政局 税務総局

2018年4月4日

財政部、税務総局、
財税[2018]33号
増値税の小規模納税人基準の統一に関する通達

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）・国家税務局・地方税務局、新疆生産建設兵団財政局：
増値税制度を完善化し、さらに中小・零細企業の発展を支持するため、ここに増値税の小規模納税人基準の統一に関する事項を以下のように通達する。

- 1、 増値税の小規模納税人の基準は年間増値税課税売上高 500 万元およびそれ以下とする。
- 2、 『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則』第 28 条の規定に基づき増値税一般納税人に登記した単位および個人は、2018 年 12 月 31 日以前に、小規模納税人に登記変更することができ、その未控除の仕入税額は振替処理をする。
- 3、 本通達は 2018 年 5 月 1 日より執行する。

財政部 税務総局
2018 年 4 月 4 日

(中国語原文)

财政部 税务总局
财税〔2018〕32号
关于调整增值税税率的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财政局：
为完善增值税制度，现将调整增值税税率有关政策通知如下：

- 一、 纳税人发生增值税应税销售行为或者进口货物，原适用 17%和 11%税率的，税率分别调整为 16%、10%。
- 二、 纳税人购进农产品，原适用 11%扣除率的，扣除率调整为 10%。
- 三、 纳税人购进用于生产销售或委托加工 16%税率货物的农产品，按照 12%的扣除率计算进项税额。
- 四、 原适用 17%税率且出口退税率为 17%的出口货物，出口退税率调整至 16%。原适用 11%税率且出口退税率为 11%的出口货物、跨境应税行为，出口退税率调整至 10%。
- 五、 外贸企业 2018 年 7 月 31 日前出口的第四条所涉货物、销售的第四条所涉跨境应税行为，购进时已按调整前税率征收增值税的，执行调整前的出口退税率；购进时已按调整后税率征收增值税的，执行调整后的出口退税率。生产企业 2018 年 7 月 31 日前出口的第四条所涉货物、销售的第四条所涉跨境应税行为，执行调整前的出口退税率。

调整出口货物退税率的执行时间及出口货物的时间，以出口货物报关单上注明的出口日期为准，调整跨境应税行为退税率的执行时间及销售跨境应税行为的时间，以出口发票的开具日期为准。
- 六、 本通知自 2018 年 5 月 1 日起执行。此前有关规定与本通知规定的增值税税率、扣除率、出口退税率不一致的，以本通知为准。
- 七、 各地要高度重视增值税税率调整工作，做好实施前的各项准备以及实施过程中的监测分析、宣传解释等工作，确保增值税税率调整工作平稳、有序推进。如遇问题，请及时上报财政部和税务总局。

财政部 税务总局
2018 年 4 月 4 日

财政部 税务总局
财税〔2018〕33号
关于统一增值税小规模纳税人标准的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财政局：
为完善增值税制度，进一步支持中小微企业发展，现将统一增值税小规模纳税人标准有关事项通知如下：

- 一、 增值税小规模纳税人标准为年应征增值税销售额 500 万元及以下。
- 二、 按照《中华人民共和国增值税暂行条例实施细则》第二十八条规定已登记为增值税一般纳税人的单位和个人，在 2018 年 12 月 31 日前，可转登记为小规模纳税人，其未抵扣的进项税额作转出处理。
- 三、 本通知自 2018 年 5 月 1 日起执行。

财政部 税务总局
2018 年 4 月 4 日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。